

株式会社 東日本住宅評価センター

## 確認検査業務手数料規程

(趣旨)

### 第1条

この手数料規程は、別に定める「株式会社東日本住宅評価センター確認検査業務規程」（以下「業務規程」という。）に基づき、株式会社東日本住宅評価センター（以下「当機関」という。）が実施する確認検査の業務に係る手数料について、必要な事項を定める。

(用語の定義)

### 第1条の2

この手数料規程において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 確認申請書（建築物）等 確認申請書（建築物）又は計画変更確認申請書（建築物）をいう。
- (2) 丸太組構法 確認申請書（建築物）等において、第3面【13.建築物の高さ等】ハ.欄に丸太組構法の記載のあるものをいう。
- (3) 混構造 確認申請書（建築物）等において、第3面【13.建築物の高さ等】【ハ.構造】欄の「造一部造」に複数の構造が記載されるものをいう。
- (4) 面積の合計 別表第1に規定する意義とする。
- (5) 土砂災害特別警戒区域内の建築物 確認申請書（建築物）等において、第4面【11.確認の特例】ハ.欄が第3号又は第4号であるものを除き、建築基準法施行令第80条の3の審査をする建築物をいう。
- (6) 4号等 丸太組構法を除き、確認申請書（建築物）等において、第4面【11.確認の特例】ハ.欄が第1号、第3号又は第4号である申請をいう。ただし、確認申請書（建築物）等において、第4面【1.番号】欄に2以上の数字が記載される申請で、その【11.確認の特例】ハ.欄の記載により、4号等と4号等以外が混在するものを除く。第4面の添付されないものにあっては、法第6条の4第1項の確認の特例の適用されるものは、4号等とする。
- (7) 住宅 確認申請書（建築物）等の第3面【8.主要用途】欄の区分で、主要な用途が、08010（一戸建ての住宅）、08020（長屋）、08030（共同住宅）、08060（兼用住宅）である申請をいう。当該主要な用途欄に複数の用途が記載されている場合は、そのうち床面積の合計の最大である用途が前記4用途であるものをいう。
- (8) その他地域 当機関の業務区域であって、東京都、神奈川県、千葉県及び埼玉県以外の地域をいう。
- (9) G類 製造者認証エレベーター以外の昇降機（小荷物専用昇降機を除く。）をいう。
- (10) H1類 製造者認証エレベーターで最大定員が3名以下のものをいう。
- (11) H2類 製造者認証エレベーターで最大定員が4名以上のものをいう。
- (12) 別途申請 建築基準法（以下、「法」という。）第87条の4及び法第88条に基づく確認申請並

びに当該確認に係る検査申請をいう。

- (13) 一体申請 別途申請以外の法第6条の2に基づく確認申請並びに当該確認（計画変更確認があつた場合を含む。）に係る検査申請をいう。
- (14) ルート2確認検査員 特定建築基準適合判定資格者（建築基準法施行規則第3条の13）である確認検査員をいう。
- (15) 特定畜舎等建築物 平成14年国土交通省告示第474号に規定する特定畜舎等建築物をいう。
- (16) 特定計画変更 軽微な変更に該当しない計画変更で、以下に掲げるものをいう。
- ・4号等が4号等以外になる変更
  - ・床面積の合計が100m<sup>2</sup>以上の建築物について、当該床面積が1割以上増加する変更
  - ・地上地下にかかわらず、階数が増加する変更
  - ・令第108条の3にいう耐火性能検証法及び防火区画検証法、令第128条の6にいう区画避難安全検証法、令第129条にいう階避難安全検証法並びに令第129条の2にいう全館避難安全検証法を使用せずに計画したものその他の、検証法を使用する計画への変更

（建築物に関する確認の申請手数料）

## 第2条

建築物に関する確認（計画変更確認を除く。以下この条において同じ。）の申請に係る手数料の額は、申請一件につき別表第2-1から別表第2-5（以下まとめて単に「別表」という。）に掲げるとおりとする。面積の合計が5,000m<sup>2</sup>を超える場合は、別途見積とする。

- 2 消防同意が必要な申請については、第1項の手数料の額に、申請一件につき別表に掲げる額の手数料を加算する。
- 3 天空率審査の必要なものについては、前項までの手数料の額に、道路高さ制限、隣地高さ制限及び北側高さ制限の区分の一ごとに、別表に掲げる額の手数料を加算する。
- 4 建築物の確認申請において法第43条第2項等の許可証等が添付され、その許可条件等に天空率を含む形態制限に適合することが含まれており、それに基づき天空率に適合していることを示した計画の場合は、前項に示す額の手数料を加算する。
- 5 地上4階建て以上（4号等以外に限る。）、丸太組構法又は混構造の建築物を含む申請（増築・改築・大規模の修繕及び大規模の模様替をともなわない用途の変更の申請を除く。）については、前項までの手数料の額に、申請一件につき別表に掲げる額の手数料を加算する。
- 6 複数の申請書第6面（【5.】欄にチェックのあるものに限る。）が提出される場合は、その数をn（nは2以上の整数）としたとき、複数構造計算書付き加算として、第1項に示す手数料額（別途見積を除く。）に(n-1)/10を乗じた額を加算する。
- 7 地上5階建ての建築物を含む申請（増築・改築・大規模の修繕及び大規模の模様替をともなわない用途の変更の申請を除く。以下、この項において同じ。）については、申請一件につき35,000円の手数料を、地上6階建て以上の建築物を含む申請については、申請一件につき85,000円の手数料を、特定畜舎等建築物又は土砂災害特別警戒区域内の建築物を含む申請については、申請一件につき120,000円の手数料を、それぞれ前項までの手数料の額に加算する。
- 8 ルート2確認検査員が審査することによって構造計算適合性判定（以下「構造判定」という。）を不要とする法第20条第2項に規定する部分（以下「独立部分」という。）については、前項までの手数料の額に、当該部

分一件につき、別表第3に掲げる額の手数料を加算する。

9 前項の場合を除き、構造判定の必要な独立部分については、第1項から第7項までの手数料の額に、当該独立部分一件につき、20,000円の手数料を加算する。

10 確認申請に係る建築物が、既存棟の一の建築物として増築、改築（全部改築の場合を除く。）、大規模の模様替又は大規模の修繕であるときは、前項までの手数料の額に、申請一件につき別表に掲げる額の手数料を加算する。ただし、当機関において「検査済証のない建築物に係る建築基準法適合状況調査」を行い、申請書第3面【18.その他必要な事項】欄にその旨と調査番号を記載した場合は、この限りでない。

11 確認申請に係る建築物が、以下の一から四に掲げる検証法のいずれかの審査をする場合は、前項までの手数料に加算する手数料の額は、別途見積とする。

- 一 建築基準法施行令（以下「令」という。）第108条の3にいう耐火性能検証法及び防火区画検証法
- 二 令第128条の6にいう区画避難安全検証法
- 三 令第129条にいう階避難安全検証法
- 四 令第129条の2にいう全館避難安全検証法

12 確認申請に係る計画が、あらかじめ複数の場合あるいは幅のある寸法等に対して検討がなされている場合（以下「あらかじめの検討」という。）は、その検討内容に応じ、審査後、申請一件につき、最大 確認申請に係る手数料額と同額の追加手数料を加算することができる。

13 4号等のうち、一部の仕様規定を適用除外するために上部構造全体の許容応力度計算が必要な建築物（例えば、枠組壁工法で5倍を超える耐力壁を使うことにより全体の構造計算が必要となる場合を含むが、これに限らない。）に係る申請の手数料の額は、別表の4号等以外の欄に掲げる額とすることができる。

（建築物に関する計画変更確認の申請手数料）

## 第2条の2

建築物に関する計画変更確認の申請に係る手数料の額は、本条において定めるものとし、申請一件につき別表に掲げるとおりとする。面積の合計の算定は、別表第1による。別表に明示のない場合は、別途見積とする。

2 消防同意が必要な申請については、第1項の手数料の額に、申請一件につき別表に掲げる額の手数料を加算する。

3 改めて天空率審査の必要なものについては、前2項の手数料の額に、道路高さ制限、隣地高さ制限及び北側高さ制限の区分の一ごとに、別表に掲げる額の手数料を加算する。

4 前条第8項、第9項又は第11項の審査を行う場合は、該当する項に示す手数料の額を加算する。

5 前条第12項及び第13項の規定は、計画変更確認の申請手数料を算定する場合に準用する。

（建築設備に関する確認の申請手数料）

## 第3条

建築設備（令第146条第1項に規定するものをいう。以下同じ。）の確認（計画変更確認を含む。）の申請に係る手数料の額は、一体申請（法第6条第1項第4号に掲げる建築物の場合を含む。以下同じ。）又は別途申請にかかわらず、一の建築設備について、別表第4に掲げるとおりとする。

2 法第6条第1項第4号に掲げる建築物に、工事完了前に建築設備を増設するのみの計画変更確認申請の手数料の額は、第2条の2第1項にかかわらず、別表に係る手数料はないものとし、別表第4「確認」欄

(「計画変更確認」欄を除く。)によるものとする。

(工作物に関する確認の申請手数料)

#### 第4条

工作物に関する確認（計画変更確認を含む。）の申請に係る手数料の額は、一体申請又は別途申請にかかわらず、一の工作物について、別表第5に掲げるとおりとする。

(建築物に関する検査の申請手数料)

#### 第5条

建築物に関する中間検査及び完了検査の申請に係る手数料の額は、検査申請一件について、別表に掲げるとおりとする。

- 2 計画変更確認に相当する完了検査追加説明書の場合の別表及び別表第3における面積の合計の算定は、別表第1による。当該完了検査追加説明書において手数料の加算額については、第2条の2第1項、第3項及び第4項に準ずる。
- 3 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（以下、「建築物省エネ法」という。）の判定等の必要な建築物（確認申請書（建築物）第2面8.欄が「提出不要」以外のもの）の完了検査申請については、前2項の手数料の額に、対象となる建築物一棟につき別表第6-1に掲げる額の手数料を加算する。
- 4 前項の場合で、さらに建築物省エネ法に係る軽微な変更説明書が完了検査申請時に提出された場合（完了検査申請に先立ち建築物省エネ法上の軽微な変更説明書について事前相談があったものを含む。）は、それが軽微変更該当証明書によるもの（ルートC）である場合を除き、対象となる建築物一棟につき別表第6-2に掲げる額の手数料を加算する。
- 5 同一確認検査員が同日同時間帯、同一工事監理者等（立会者をいう。）かつ同一団地の建築物（建築設備・工作物を除く。）の2以上の申請に係る検査を行った場合、中間検査合格証又は検査済証等交付後、同一団地検査割引として、第1項に示す検査手数料額から、それぞれ3,000円を返却する（請求額との相殺を含む。以下同じ。）。

(建築設備に関する検査の申請手数料)

#### 第6条

建築設備に関する中間検査及び完了検査の申請に係る手数料の額並びに計画変更確認に相当する完了検査追加説明書に係る手数料の額は、一体申請又は別途申請にかかわらず、一の建築設備について、別表第4に掲げるとおりとする。

(工作物に関する検査の申請手数料)

#### 第7条

工作物に関する中間検査及び完了検査の申請に係る手数料の額並びに計画変更確認に相当する完了検査追加説明書に係る手数料の額は、一体申請又は別途申請にかかわらず、一の工作物について、別表第5に掲げるとおりとする。

(建築物に関する仮使用認定の申請手数料)

## 第8条

建築物に関する仮使用認定の申請に係る手数料の額は、仮使用認定申請一件について、別表に掲げるとおりとする。面積の合計については、別表第1による。

- 2 仮使用認定において、建築物内に昇降機等建築設備を含む場合は、別表第4に掲げる額の完了検査手数料を加算するものとする。ただし、当該建築設備について、法第87条の4の規定に基づく完了検査申請を併せて行う場合は、この限りでない。

(追加手数料)

## 第9条

申請を受けた後、第2条に規定する申請に係る部分の面積の合計に相違があった場合等で、引受通知に示す手数料額と本規程で定める手数料額に差額を生じた場合は、追加手数料として、その差額を加算する。

- 2 中間検査、完了検査又は仮使用認定において再検査が必要な場合は、追加手数料として、別表に掲げる額の再検査手数料を加算する。面積の合計については、別表第1による。
- 3 当機関の確認検査員が検査を行うため現場に行つたが立会人の不在など申請者の責に帰すべき事由で検査ができなかった場合も、前項に準ずる。ただし、エレベーター一体申請の建築物で、エレベーターの立会人のみの不在等によって、エレベーター部分のみの検査ができなかった場合は、別表第4に掲げるエレベーターの検査の申請手数料（昇降機H1類にあっては「一体申請」のもの）と同額の再検査手数料を加算する。
- 4 中間検査、完了検査又は仮使用認定において、検査前営業日に検査のキャンセル（変更を含む。検査前々営業日の営業時間後に届いたメール又はmitoco送信による検査のキャンセルは、検査前営業日のキャンセルと扱う。）があった場合は、追加手数料として、別表に掲げる額の再検査手数料を加算することができる。
- 5 申請に係る建築物、建築設備又は工作物の、計画又は工事中若しくは工事完了後のもので、法手続き違反があった場合等、特定行政庁と通常の場合以上の協議が必要なものについては、受け取った時又は引受後に、前条までの手数料の額の合計を超えない範囲で、追加手数料を加算することができる。
- 6 申請者の要望により、土曜日・日曜日又は国民の祝日に関する法律に規定する休日に現場にて検査を行うとき回あたり3,000円を加算する。

(当機関以外から確認等を受けた直近の検査等の手数料)

## 第10条

当機関以外から確認（計画変更確認を含む。以下本条において同じ。）を受けた直近の中間検査又は完了検査（以下「直近の検査等」という。）の申請を受ける場合は、直近の検査等の手数料の額は、計画変更確認相当追加説明書の手数料を除き、第5条から第7条の規定による手数料の額の1.5倍の額とする。

- 2 当機関以外から中間検査合格証を受けた直近の検査等の申請を受ける場合も、前項に準ずる。
- 3 当機関以外から確認済証又は中間検査合格証を受けた建築物の仮使用認定申請を受ける場合の手数料の額は、第8条の規定による手数料の額の1.5倍の額とする。

(遠隔地加算・他支店加算手数料)

## 第11条

別表第7に掲げる当機関の支店又は事務所で行う確認検査業務において、検査の対象となる工事が別表第7に掲げる地域で行われる場合は、第5条から第8条までの検査の手数料の額に、別表第7に掲げる額を加

算する。ただし、建築物の検査と同時に同一敷地内の別途申請の建築設備又は工作物の検査を行う場合は、建築設備又は工作物の検査についての加算は行わない。

- 2 申請者の要望により他支店の業務区域内の検査を行うときは、4,000円又は検査を行う支店若しくは事務所から現場までの往復の実費の2倍のいずれか高い方の額を加算する。ただし、別表第7に記載のある場合は、同表による。
- 3 申請者の要望により他支店の業務区域内に計画された建築物の確認審査を行うときは、前項までの手数料の額に、申請一件につき4,000円を加算することができる。

(報告書手数料)

#### 第12条

前条までの手数料に加え、建築基準法に係る軽微変更報告書（様式C-04）（軽微な変更説明書（様式C-05）を除く。）が提出された場合は、一件につき、4,000円の手数料を徴収する。ただし、第5条第3項及び第4項（建築物省エネ法）に係る内容については、第5条による。

(確認申請等手数料の減額)

#### 第13条

当機関は、第2条（第9項及び第11項を除く。）及び第2条の2（第4項により引用する第2条第9項及び第11項を除く。）、第5条（第3項から第5項までを除く。）並びに第9条（第3項ただし書き及び第6項を除く。）から第12条までに定める手数料の額を、種々の状況を勘案して減額することができる。ただし、別表第6（実費により算定する場合に限る。）に掲げる手数料については、減額しない。

- 2 減額については、内規により行うが、その概要は以下の通り。
  - 一 令和3年（2021年）4月1日以降、年度について、前年1月1日～12月31日までの建築物確認申請引受数（計画変更確認を除く。本項と同じ。）が、12以上である代理者・工事施工者は、減額対象とする。
  - 二 減額対象とする場合は、前号の引受数に応じて、20%以上の割引率を適用する。

(確認検査手数料の返還)

#### 第14条

収納した確認検査手数料は、返還しない。ただし、当機関の責に帰すべき事由により確認検査が実施できなかつた場合はこの限りでない。

- 2 大震災又は津波に起因して建築物が滅失した場合等で、公益上の見地から手数料を返還することが相当であると当機関が判断した場合は、第1項にかかわらず、これを行う。

(確認済証又は検査済証交付証明の申込手数料)

#### 第15条

業務約款第21条又は同第21条の2に規定する確認済証・検査済証の交付証明の申込手数料の額は、

建築物、建築設備又は工作物の申請一件につき、次に定める額とする。

① 確認済証交付証明	交付後 5 年以内	5,000円
	交付後 5 年を超える 15 年以内	20,000円
② 檢査済証交付証明	交付後 5 年以内	5,000円
	交付後 5 年を超える 15 年以内	20,000円

(印刷追加手数料)

#### 第16条

電子申請を行うものについて、消防同意依頼がある場合、必要書類の電磁的記録を当機関にて紙面印刷して消防同意を行う場合は、以下の印刷・折り等の手数料を追加するものとする。

一申請につき一律2000円(非課税)

(電子申請時の副本の交付に係る追加手数料)

#### 第17条

電子申請時には電子情報処理組織にて副本の交付を行うが、それに加え紙面による交付を希望する場合は、以下の印刷・折り等の手数料を追加するものとする。

紙面 (100枚ごと・切り上げ) 2,000円 (税別)

2 前項において、対象となる紙面はA4又はA3に限り、その枚数は、印刷ミスを除き、実際に印刷に要した枚数により算定する。片面印刷・両面印刷にかかわらず、枚数での算定とする。

(金額の丸め方)

#### 第18条

第2条第6項に定める複数構造計算書付き加算後の手数料額又は第10条の適用後の手数料額は、10の位を四捨五入し、100円単位に丸めるものとする。

(申請者等の要望に基づくその他の追加手数料)

#### 第19条

申請者の要望に基づき、確認済証、中間検査合格証及び検査済証の電磁的記録（写し）を送付する場合は、送付 1 件につき2,000円の手数料を追加することができる。

2 建築地が横浜市である申請を除き、申請者から工事監理者変更の記載内容変更訂正届が提出された場合は、提出 1 件につき2,000円の手数料を追加することができる。

3 事前審査申込があった計画について、事前審査業務規程第 8 条に基づき当機関が引受通知を行う前に、事前審査申込取下げ届の提出後、事前審査業務契約期間の終了後、又は事前審査業務契約期間中、当該事前審査申込のあった計画と連続性のある計画についての確認申請があったことが判明した場合は、申請 1 件につき10,000円の事前取下げ等加算手数料を追加することができる。

## 附則

(適用期日)

- (イ) この確認検査業務手数料規程は、平成12年(2000年)10月20日から適用する。
- (ロ) 改定 平成17年(2005年)2月1日
- (ハ) 改定 平成17年(2005年)10月1日
- (ニ) 改定 平成19年(2007年)1月15日
- (ホ) 改定 平成19年(2007年)6月20日
- (ヘ) 改定 平成19年(2007年)10月1日
- (ト) 改定 平成19年(2007年)11月20日
- (チ) 改定 平成19年(2007年)12月1日
- (リ) 改定 平成20年(2008年)2月12日
- (ヌ) 改定 平成20年(2008年)4月1日
- (カ) 改定 平成21年(2009年)4月1日
- (ヨ) 改定 平成21年(2009年)6月1日
- (ル) 改定 平成20年(2008年)5月1日
- (ヲ) 改定 平成20年(2008年)7月1日
- (ワ) 改定 平成21年(2009年)1月1日
- (タ) 改定 平成22年(2010年)6月1日 (平成22年7月1日より適用)
- (レ) 改定 平成22年(2010年)11月5日
- (ソ) 改定 平成23年(2011年)4月1日
- (ツ) 改定 平成24年(2012年)4月1日
- (ネ) 改定 平成24年(2012年)12月1日
- (ナ) 改定 平成25年(2013年)4月19日
- (ラ) 改定 平成25年(2013年)10月15日
- (ム) 改定 平成26年(2014年)4月1日 (平成26年5月1日より適用)
- (ウ) 改定 平成26年(2014年)10月1日
- (ヰ) 改定 平成26年(2014年)11月1日
- (ノ) 改定 平成27年(2015年)4月1日
- (オ) 改定 平成27年(2015年)6月1日
- (ク) 改定 平成27年(2015年)9月10日

(仮使用認定については認可の日から、それ以外については平成27年10月1日より適用)

- (ヤ) 改定 平成28年(2016年)1月1日
- (マ) 改定 平成28年(2016年)5月1日
- (ケ) 改定 平成28年(2016年)8月1日
- (フ) 改定 平成28年(2016年)9月1日
- (コ) 改定 平成29年(2017年)1月1日
- (エ) 改定 平成29年(2017年)4月1日
- (テ) 改定 平成30年(2018年)2月13日 (平成30年4月1日より適用)

平成30年(2018年)2月13日付け改定の手数料規程は廃止する。

- (ア) 改定 平成30年(2018年)3月22日 (平成30年4月1日より適用)
- (サ) 改定 平成30年(2018年)5月1日
- (キ) 改定 平成30年(2018年)8月1日
- (ユ) 改定 平成31年(2019年)2月26日
- (メ) 改定 令和元年(2019年)6月25日
- (ミ) 改定 令和2年(2020年)1月20日(令和2年(2020年)4月1日より適用)  
令和2年(2020年)1月20日付け改定の手数料規程は廃止する。
- (シ) 改定 令和2年(2020年)3月19日(令和2年(2020年)4月1日より適用)
- (エ) 改定 令和2年(2020年)8月1日
- (ヒ) 改定 令和2年(2020年)12月28日
- (モ) 改定 令和3年(2021年)2月1日
- (セ) 改定 令和3年(2021年)2月15日
- (ス) 改定 令和3年(2021年)3月1日
- (い) 改定 令和3年(2021年)4月1日
- (ろ) 改定 令和3年(2021年)6月14日
- (は) 改定 令和3年(2021年)7月1日
- (に) 改定 令和3年(2021年)7月12日
- (ほ) 改定 令和3年(2021年)8月1日
- (～) 改定 令和3年(2022年)4月1日
- (ど) 改定 令和4年(2022年)10月1日

別表第1 面積の合計（建築物）の意義

申請に係る敷地内の

新築（全部改築）する建築物	新築（全部改築）する建築物の床面積の合計
増築する建築物	増築する建築物の床面積の合計
一部改築する建築物	一部改築する建築物の床面積の合計
移転する建築物	移転する建築物の床面積の合計の1/2
大規模の修繕をする建築物	大規模の修繕をする建築物の床面積の合計の1/2
大規模の模様替をする建築物	大規模の模様替をする建築物の床面積の合計の1/2
用途変更する建築物	用途変更の申請書に、前回の確認を受けたときの申請書第2面に記載された設計者と異なる設計者が含まれる場合 用途変更する建築物の床面積の合計
	上記以外の場合 用途変更する建築物の床面積の合計の1/2
	上記合計 = (A)としたとき、

**1 確認（計画変更確認を除く）、中間検査又は完了検査**

	面積の合計 = (A)
--	-------------

申請に係る敷地内の

確認を受けた建築物の特定計画変更	4号等が4号等以外になる変更 床面積の合計が100m <sup>2</sup> 以上の建築物について、当該床面積が1割以上増加する変更 地上地下にかかわらず、階数が増加する変更	計画変更する建築物の床面積の合計
	令第108条の3にいう耐火性能検証法及び防火区画検証法、令第128条の6にいう区画避難安全検証法、令第129条にいう階避難安全検証法並びに令第129条の2にいう全館避難安全検証法を使用せずに計画したもの、検証法を使用する計画への変更	
	上4欄に掲げる変更以外の変更	
確認を受けた建築物の特定計画変更以外の計画変更	主たる建築物の工事中に、新たに別棟増築する建築物（撤去予定を撤去しなくなった場合を含む）	主たる建築物の工事中に、新たに別棟増築する建築物の床面積の合計
	敷地を縮小する場合（又は集団規定に係る変更がある場合）	敷地内の、上3欄の建築物以外の建築物の床面積の合計の1/2
		上記合計 = (B)としたとき、

**2 計画変更確認**

変更に係る直前の確認を当機関から受けている場合	面積の合計 = (B)
上記以外の場合	面積の合計 = (B) × 2

**3 計画変更相当追加説明書**

	面積の合計 = (B)
--	-------------

申請に係る敷地内の

再検査又は仮使用認定する建築物	再検査又は仮使用認定する建築物の床面積の合計
	上記合計 = (C)としたとき、

**4 再検査又は仮使用認定**

	面積の合計 = (C)
--	-------------

注）建築物：棟単位で判断する。複数棟ある場合は、複数の建築物の床面積の合計とする。建築、大規模の修繕、大規模の模様替、用途の変更、計画変更、再検査又は仮使用認定をいずれも行わない建築物（既存棟を含む。）は除く。

### 確認検査手数料

別表第2-1 その他地域内の建築物（申請一件につき）

(単位：円)

面積の合計 (別表第1参照)	区分	建築確認（計 画変更確認・計 画変更確認相 当追加説明書の 場合を含む）	中間検査 (再検査の場 合を含む)	完了検査 (再検査の場 合を含む)	仮使用認定 (再検査の場 合を含む)	
0m <sup>2</sup> から 30m <sup>2</sup> 以内	4号等	21,100	21,600	25,300	30,000	
	4号等以外	50,500	28,200	33,700	34,000	
30m <sup>2</sup> を超え 100m <sup>2</sup> 以内	4号等	住宅	21,700	24,900	30,000	
		住宅以外	25,000	29,500	34,800	
	4号等以外	住宅	64,000	29,300	34,900	
		住宅以外	64,000	32,200	34,000	
100m <sup>2</sup> を超え 200m <sup>2</sup> 以内	4号等	住宅	30,200	36,000	42,000	
		住宅以外	34,400	40,600	45,800	
	4号等以外	住宅	84,000	39,500	46,600	
		住宅以外	84,000	43,300	49,100	
200m <sup>2</sup> を超え 300m <sup>2</sup> 以内	4号等	住宅	41,300	47,500	55,000	
		住宅以外	48,100	54,000	61,900	
	4号等以外	住宅	105,000	52,900	62,000	
		住宅以外	115,000	58,900	67,300	
300m <sup>2</sup> を超え 500m <sup>2</sup> 以内	4号等	住宅	42,900	49,400	55,400	
		住宅以外	50,300	56,700	64,800	
	4号等以外	住宅	105,000	54,400	63,600	
		住宅以外	115,000	61,600	70,100	
500m <sup>2</sup> を超え 1,000m <sup>2</sup> 以内	4号等	住宅	120,000	78,000	90,000	
		住宅以外	150,000	87,700	105,500	
	4号等以外	住宅	133,000	79,500	96,900	
		住宅以外	163,000	92,200	110,900	
1,000m <sup>2</sup> を超え 2,000m <sup>2</sup> 以内	4号等	住宅	165,000	123,300	134,100	
		住宅以外	225,000	135,000	167,000	
	4号等以外	住宅	183,000	135,000	167,000	
		住宅以外	243,000	135,000	169,400	
2,000m <sup>2</sup> を超え 3,000m <sup>2</sup> 以内	4号等	住宅	253,300	159,600	201,100	
		住宅以外	320,000	170,800	215,000	
	4号等以外	住宅	258,100	159,600	201,100	
		住宅以外	320,000	170,800	215,000	
3,000m <sup>2</sup> を超え 4,000m <sup>2</sup> 以内	4号等	住宅	306,800	177,700	225,100	
		住宅以外	339,200	192,900	239,700	
	4号等以外	住宅	別途見積	177,700	225,100	
		住宅以外	192,900	239,700	195,000	
4,000m <sup>2</sup> を超え 5,000m <sup>2</sup> 以内	4号等	住宅	350,000	191,900	251,000	
		住宅以外	387,600	209,000	268,500	
	4号等以外	住宅	別途見積	191,900	251,000	
		住宅以外	209,000	268,500	235,000	
主な加算（確認時）		消防同意	3,000	天空率	8,000	
		既存棟増改築等	42,100			
(計画変更時)		消防同意	3,000	天空率変更	8,000	

**確認検査手数料**

**別表第2-2 埼玉県・千葉県内の建築物（申請一件につき）**

(単位：円)

面積の合計 (別表第1参照)	区分	建築確認（計 画変更確認・計 画変更確認相 当追加説明書の 場合を含む）	中間検査 (再検査の場 合を含む)	完了検査 (再検査の場 合を含む)	仮使用認定 (再検査の場 合を含む)	
0m <sup>2</sup> から 30m <sup>2</sup> 以内	4号等	23,900	23,600	26,900	30,000	
	4号等以外	57,200	30,900	35,700	34,000	
30m <sup>2</sup> を超え 100m <sup>2</sup> 以内	4号等	住宅	24,500	27,200	30,000	
		住宅以外	28,200	32,200	36,900	
	4号等以外	住宅	68,700	32,100	37,100	
		住宅以外	71,100	35,200	40,400	
100m <sup>2</sup> を超え 200m <sup>2</sup> 以内	4号等	住宅	34,100	39,400	42,300	
		住宅以外	39,000	44,400	48,600	
	4号等以外	住宅	86,900	43,200	49,500	
		住宅以外	89,700	47,400	52,100	
200m <sup>2</sup> を超え 300m <sup>2</sup> 以内	4号等	住宅	46,800	52,000	56,700	
		住宅以外	54,500	59,100	65,700	
	4号等以外	住宅	109,000	57,900	65,400	
		住宅以外	119,100	64,500	71,400	
300m <sup>2</sup> を超え 500m <sup>2</sup> 以内	4号等	住宅	48,600	54,100	58,800	
		住宅以外	57,000	62,100	68,700	
	4号等以外	住宅	110,200	59,600	67,500	
		住宅以外	120,300	67,500	74,400	
500m <sup>2</sup> を超え 1,000m <sup>2</sup> 以内	4号等	住宅	120,000	83,900	95,000	
		住宅以外	150,600	96,000	111,900	
	4号等以外	住宅	145,700	87,100	102,800	
		住宅以外	167,200	100,900	117,600	
1,000m <sup>2</sup> を超え 2,000m <sup>2</sup> 以内	4号等	住宅	168,300	135,000	162,400	
		住宅以外	227,900	146,500	171,000	
	4号等以外	住宅	205,000	137,100	167,000	
		住宅以外	251,900	146,800	179,700	
2,000m <sup>2</sup> を超え 3,000m <sup>2</sup> 以内	4号等	住宅	287,500	174,700	213,300	
		住宅以外	321,500	187,000	228,000	
	4号等以外	住宅	293,000	174,700	213,300	
		住宅以外	345,400	187,000	228,000	
3,000m <sup>2</sup> を超え 4,000m <sup>2</sup> 以内	4号等	住宅	348,200	187,000	238,700	
		住宅以外	385,100	211,100	254,300	
	4号等以外	住宅	別途見積	187,000	238,700	
		住宅以外	211,100	254,300	195,000	
4,000m <sup>2</sup> を超え 5,000m <sup>2</sup> 以内	4号等	住宅	397,300	202,000	262,000	
		住宅以外	440,000	228,800	284,700	
	4号等以外	住宅	別途見積	202,000	262,000	
		住宅以外	228,800	284,700	235,000	
主な加算（確認時）		消防同意	3,000	天空率	8,000	
		既存棟増改築等	47,900			
(計画変更時)		消防同意	3,000	天空率変更	8,000	

### 確認検査手数料

別表第2-3 神奈川県内の建築物（申請一件につき）

(単位：円)

面積の合計 (別表第1参照)	区分	建築確認（計 画変更確認・計 画変更確認相 当追加説明書の 場合を含む）	中間検査 (再検査の場 合を含む)	完了検査 (再検査の場 合を含む)	仮使用認定 (再検査の場 合を含む)	
0m <sup>2</sup> から 30m <sup>2</sup> 以内	4号等	24,600	23,600	26,900	32,000	
	4号等以外	58,800	30,900	35,700	35,000	
30m <sup>2</sup> を超え 100m <sup>2</sup> 以内	4号等	住宅	25,200	27,200	31,500	
		住宅以外	29,100	32,200	36,900	
	4号等以外	住宅	70,700	32,100	37,100	
		住宅以外	73,100	35,200	40,400	
100m <sup>2</sup> を超え 200m <sup>2</sup> 以内	4号等	住宅	35,100	39,400	42,300	
		住宅以外	40,100	44,400	48,600	
	4号等以外	住宅	89,300	43,200	49,500	
		住宅以外	92,300	47,400	52,100	
200m <sup>2</sup> を超え 300m <sup>2</sup> 以内	4号等	住宅	48,100	52,000	56,700	
		住宅以外	56,100	59,100	65,700	
	4号等以外	住宅	112,100	57,900	65,400	
		住宅以外	122,400	64,500	71,400	
300m <sup>2</sup> を超え 500m <sup>2</sup> 以内	4号等	住宅	50,000	54,100	58,800	
		住宅以外	58,700	62,100	68,700	
	4号等以外	住宅	113,200	59,600	67,500	
		住宅以外	123,700	67,500	74,400	
500m <sup>2</sup> を超え 1,000m <sup>2</sup> 以内	4号等	住宅	123,000	83,900	95,000	
		住宅以外	154,800	96,000	111,900	
	4号等以外	住宅	149,700	87,100	102,800	
		住宅以外	167,200	100,900	117,600	
1,000m <sup>2</sup> を超え 2,000m <sup>2</sup> 以内	4号等	住宅	168,300	135,000	162,400	
		住宅以外	234,300	146,500	171,000	
	4号等以外	住宅	210,700	137,100	167,000	
		住宅以外	258,900	146,800	179,700	
2,000m <sup>2</sup> を超え 3,000m <sup>2</sup> 以内	4号等	住宅	295,500	174,700	213,300	
		住宅以外	330,400	187,000	228,000	
	4号等以外	住宅	301,100	174,700	213,300	
		住宅以外	355,000	187,000	228,000	
3,000m <sup>2</sup> を超え 4,000m <sup>2</sup> 以内	4号等	住宅	349,000	187,000	238,700	
		住宅以外	395,700	211,100	254,300	
	4号等以外	住宅	別途見積	187,000	238,700	
		住宅以外	211,100	254,300	195,000	
4,000m <sup>2</sup> を超え 5,000m <sup>2</sup> 以内	4号等	住宅	407,000	202,000	262,000	
		住宅以外	452,200	228,800	284,700	
	4号等以外	住宅	別途見積	202,000	262,000	
		住宅以外	228,800	284,700	235,000	
主な加算（確認時）		消防同意	3,000	天空率	10,000	
		既存棟増改築等	49,200			
(計画変更時)		消防同意	3,000	天空率変更	10,000	

### 確認検査手数料

別表第2-4 東京都（23区及び島しょ部を除く）内の建築物（申請一件につき）

（単位：円）

面積の合計 (別表第1参照)	区分	建築確認（計 画変更確認・計 画変更確認相 当追加説明書の 場合を含む）	中間検査 (再検査の場 合を含む)	完了検査 (再検査の場 合を含む)	仮使用認定 (再検査の場 合を含む)	
0m <sup>2</sup> から 30m <sup>2</sup> 以内	4号等	24,600	24,300	27,600	32,000	
	4号等以外	58,800	31,800	36,700	35,000	
30m <sup>2</sup> を超え 100m <sup>2</sup> 以内	4号等	住宅	25,200	28,000	32,000	
		住宅以外	29,100	33,200	38,000	
	4号等以外	住宅	70,700	33,000	38,100	
		住宅以外	73,100	36,200	41,500	
100m <sup>2</sup> を超え 200m <sup>2</sup> 以内	4号等	住宅	35,100	40,500	43,500	
		住宅以外	40,100	45,700	50,000	
	4号等以外	住宅	89,300	44,500	50,900	
		住宅以外	92,300	48,800	53,500	
200m <sup>2</sup> を超え 300m <sup>2</sup> 以内	4号等	住宅	48,100	53,500	58,300	
		住宅以外	56,100	60,800	67,600	
	4号等以外	住宅	112,100	59,600	67,300	
		住宅以外	122,400	66,300	73,400	
300m <sup>2</sup> を超え 500m <sup>2</sup> 以内	4号等	住宅	50,000	55,600	60,500	
		住宅以外	58,700	63,900	70,700	
	4号等以外	住宅	113,200	61,300	69,400	
		住宅以外	123,700	69,400	76,500	
500m <sup>2</sup> を超え 1,000m <sup>2</sup> 以内	4号等	住宅	123,000	86,400	97,700	
		住宅以外	154,800	98,700	115,100	
	4号等以外	住宅	149,700	89,600	105,700	
		住宅以外	167,200	103,800	121,000	
1,000m <sup>2</sup> を超え 2,000m <sup>2</sup> 以内	4号等	住宅	168,300	138,000	167,000	
		住宅以外	234,300	150,700	175,900	
	4号等以外	住宅	210,700	141,100	170,000	
		住宅以外	258,900	151,000	184,800	
2,000m <sup>2</sup> を超え 3,000m <sup>2</sup> 以内	4号等	住宅	295,500	179,800	219,400	
		住宅以外	330,400	192,400	234,500	
	4号等以外	住宅	301,100	179,800	219,400	
		住宅以外	355,000	192,400	234,500	
3,000m <sup>2</sup> を超え 4,000m <sup>2</sup> 以内	4号等	住宅	349,000	187,000	243,000	
		住宅以外	395,700	219,000	261,500	
	4号等以外	住宅	別途見積	187,000	243,000	
		住宅以外	219,000	261,500	195,000	
4,000m <sup>2</sup> を超え 5,000m <sup>2</sup> 以内	4号等	住宅	407,000	202,000	262,000	
		住宅以外	452,200	235,400	292,900	
	4号等以外	住宅	別途見積	202,000	262,000	
		住宅以外	235,400	292,900	235,000	
主な加算（確認時）		消防同意	3,000	天空率	10,000	
		既存棟増改築等	49,200			
(計画変更時)		消防同意	3,000	天空率変更	10,000	

### 確認検査手数料

別表第2-5 東京都23区内の建築物（申請一件につき）

(単位：円)

面積の合計 (別表第1参照)	区分	建築確認（計 画変更確認・計 画変更確認相 当追加説明書の 場合を含む）	中間検査 (再検査の場 合を含む)	完了検査 (再検査の場 合を含む)	仮使用認定 (再検査の場 合を含む)	
0㎡ から 30㎡以内	4号等	25,100	24,300	27,600	32,000	
	4号等以外	59,900	31,800	36,700	35,000	
30㎡ を超え 100㎡以内	4号等	住宅	25,700	28,000	32,000	
		住宅以外	29,600	33,200	38,000	
	4号等以外	住宅	72,000	33,000	38,100	
		住宅以外	74,500	36,200	41,500	
100㎡ を超え 200㎡以内	4号等	住宅	35,800	40,500	43,500	
		住宅以外	40,900	45,700	50,000	
	4号等以外	住宅	91,000	44,500	50,900	
		住宅以外	94,000	48,800	53,500	
200㎡ を超え 300㎡以内	4号等	住宅	49,000	53,500	58,300	
		住宅以外	57,200	60,800	67,600	
	4号等以外	住宅	114,200	59,600	67,300	
		住宅以外	124,600	66,300	73,400	
300㎡ を超え 500㎡以内	4号等	住宅	51,000	55,600	60,500	
		住宅以外	59,800	63,900	70,700	
	4号等以外	住宅	115,300	61,300	69,400	
		住宅以外	126,000	69,400	76,500	
500㎡ を超え 1,000㎡以内	4号等	住宅	123,000	86,400	97,700	
		住宅以外	157,600	98,700	115,100	
	4号等以外	住宅	152,500	89,600	105,700	
		住宅以外	167,200	103,800	121,000	
1,000㎡ を超え 2,000㎡以内	4号等	住宅	168,300	138,000	167,000	
		住宅以外	238,500	150,700	175,900	
	4号等以外	住宅	214,500	141,100	170,000	
		住宅以外	263,600	151,000	184,800	
2,000㎡ を超え 3,000㎡以内	4号等	住宅	300,900	179,800	219,400	
		住宅以外	336,400	192,400	234,500	
	4号等以外	住宅	306,600	179,800	219,400	
		住宅以外	361,400	192,400	234,500	
3,000㎡ を超え 4,000㎡以内	4号等	住宅	349,000	187,000	243,000	
		住宅以外	402,900	219,000	261,500	
	4号等以外	住宅	別途見積	187,000	243,000	
		住宅以外	別途見積	219,000	261,500	
4,000㎡ を超え 5,000㎡以内	4号等	住宅	407,000	202,000	262,000	
		住宅以外	460,000	235,400	292,900	
	4号等以外	住宅	別途見積	202,000	262,000	
		住宅以外	別途見積	235,400	292,900	
主な加算（確認時）		消防同意	4,000	天空率	11,500	
		既存棟増改築等	50,000			
(計画変更時)		消防同意	4,000	天空率変更	11,500	

別表第3 建築物・ルート2 確認検査員加算（建築物の部分一件につき）

(単位：円)

面積の合計	
1,000m <sup>2</sup> 以内	156,000
1,000m <sup>2</sup> を超え 2,000m <sup>2</sup> 以内	209,000
2,000m <sup>2</sup> を超え 3,000m <sup>2</sup> 以内	240,000

別表第4 建築設備（一基につき）

(単位：円)

	確認	中間検査	完了検査	計画変更 確認 (注)	計画変更確 認相当追加 説明書
昇降機（G類） (段差解消機、いす式階段昇降機を含む。)	45,000	別途見積	30,000	23,000	25,000
昇降機（H1類）	別途申請	12,000	18,000	6,000	7,000
	一体申請	11,000	17,000	6,000	7,000
昇降機（H2類）	20,000	30,000	12,000	13,000	
小荷物専用昇降機	16,000	26,000	8,000	9,000	
昇降機以外の建築設備	23,000	30,000	12,000	13,000	
G類 製造者認証エレベーター以外の昇降機（小荷物専用昇降機を除く）。					
H1類 製造者認証エレベーターで最大定員が3名以下のもの。					
H2類 製造者認証エレベーターで最大定員が4名以上のもの。					
(注) 当該変更に係る直前の確認を当機関以外から受けている場合は倍額とする。					

別表第5 工作物（一基につき）

(単位：円)

	確認 (注1)	中間検査	完了検査	計画変更 確認 (注2)	計画変更確 認相当追加 説明書	
工作物（下欄以外のもの）	24,000	別途見積	32,000	12,000	13,000	
工作物（高さ5mを超える擁壁）	48,000		64,000	24,000	26,000	
(注1) 建築物に取り付く工作物で、当該建築物の確認を当機関以外で行う場合は、別表において当該建築物の面積の合計に対応する計画変更確認の欄に示す額の手数料を加算する。						
(注2) 当該変更に係る直前の確認を当機関以外から受けている場合は倍額とする。						

別表6-1 建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けた建築物に係る完了検査加算手数料  
(対象となる建築物一棟につき)

[単位：円]

(省エネ適応対象) 床面積の合計	300m <sup>2</sup> 以上 1,000m <sup>2</sup> 未満	1,000m <sup>2</sup> 以上 2,000m <sup>2</sup> 未満	2,000m <sup>2</sup> 以上 3,000m <sup>2</sup> 未満	3,000m <sup>2</sup> 以上 4,000m <sup>2</sup> 未満	4,000m <sup>2</sup> 以上 5,000m <sup>2</sup> 以下
用途・計算法にかかわらず	30,000	45,000	50,000	55,000	60,000

\* : 他機関で建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けた場合は、上表の2倍とする。

別表6-2 建築物エネルギー消費性能確保計画に係る軽微な変更説明書の審査手数料

(対象となる建築物一棟につき)

[単位：円]

(省エネ適応対象) 床面積の合計		300m <sup>2</sup> 以上 1,000m <sup>2</sup> 未満	1,000m <sup>2</sup> 以上 2,000m <sup>2</sup> 未満	2,000m <sup>2</sup> 以上 3,000m <sup>2</sup> 未満	3,000m <sup>2</sup> 以上 4,000m <sup>2</sup> 未満	4,000m <sup>2</sup> 以上 5,000m <sup>2</sup> 以下	
ルートA	ホテル、病院、集会所等 及びこれらを含む複合建 築物（用途①）	標準入力法等	19,000	23,500	27,500	29,500	31,000
		モデル建物法	10,500	12,500	14,000	15,000	16,500
	工場・倉庫等（用途 ②）	標準入力法等	4,500	4,500	5,000	5,500	6,000
		モデル建物法	3,000	3,000	3,500	4,000	4,500
	上記の用途以外の建 築物（用途③）	標準入力法等	14,500	19,500	24,000	26,000	27,500
		モデル建物法	7,500	9,500	11,000	12,500	13,500
ルートB	ホテル、病院、集会所等 及びこれらを含む複合建 築物（用途①）	モデル建物法	42,000	50,000	56,000	60,000	66,000
	工場・倉庫等（用途 ②）	モデル建物法	12,000	12,000	14,000	16,000	18,000
	上記の用途以外の建 築物（用途③）	モデル建物法	30,000	38,000	44,000	50,000	54,000

※ルートB 標準入力法等の場合 別途見積とする。

用途①②③は、別表第6-3による。

別表6-3 用途区分表

分類	確認申請書第四面に記載される用途	用途区分コード
用途①  (ホテル・病院・集会場等)	図書館その他これに類するもの	08140
	博物館その他これに類するもの	08150
	美術館その他これに類するもの	08152
	神社、寺院、教会その他これらに類するもの	08160
	老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの	08170
	助産所(入所する者の寝室があるもの／ないもの)	08190／08192
	児童福祉施設等(前2項に掲げるものを除く。)(入所する者の寝室があるもの)	08210
	公衆浴場(個室付浴場業に係る公衆浴場を除く)	08230
	診療所(患者の収容施設のあるもの／ないもの)	08240／08250
	病院	08260
	ボーリング場、スケート場、水泳場、スキー場、ゴルフ練習場、バッティング練習場	08370
	体育館又はスポーツの練習場(前項に掲げるものを除く)	08380
	マージャン屋、パチンコ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの又はカラオケボックスその他これに類するもの	08390
	ホテル又は旅館	08400
	映画スタジオ又はテレビスタジオ	08480
	劇場、映画館又は演芸場	08530
	観覧場	08540
	ダンスホール	08590
	公会堂又は集会場	08550
	展示場	08560
	個室付浴場業に係る公衆浴場、ヌードスタジオ、のぞき劇場、ストリップ劇場、専ら異性を同伴する客の休息の用に供する施設、専ら性的好奇心をそそる写真その他の物品の販売を目的とする店舗その他これに類するもの	08600
用途②  (工場・倉庫等)	(公衆電話所)	08280
	(公衆便所、休憩所又は路線バスの停留所の上屋)	08310
	工場(自動車修理工場を除く)／自動車修理工場	08340／08350
	危険物の貯蔵又は処理に供するもの	08360
	(畜舎)	08420
	(堆肥舎)又は水産物の増殖場若しくは養殖場	08430
	(自動車車庫／自転車駐輪場)	08490／08500
	倉庫業を営む倉庫／倉庫業を営まない倉庫	08510／08520
	卸売市場	08610
	火葬場又はと畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設	08620
	農作物の生産、集荷、処理又は貯蔵するもの／農業の生産資材の貯蔵に供するもの	08630／08640

	住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもの	08060
	幼稚園	08070
	小学校	08081
	義務教育学校／中学校、高等学校又は中等教育学校	08082／08090
	特別支援学校	08100
	大学又は高等専門学校	08111
	専修学校／各種学校	08120／08130
	幼保連携型設定こども園	08132
	保育所その他これに類するもの	08180
	児童福祉施設等（前2項に掲げるものを除く。）（入所する者の寝室がないもの）	08220
	巡回派出所	08270
	郵便局／地方公共団体の市庁又は支所	08290／08300
用途③  (上記 以外の 用途)	税務署、警察署、保健所又は消防署その他これらに類するもの	08330
	自動車教習所	08410
	日用品の販売を主たる目的とする店舗	08438
	百貨店、マーケット、その他の物品販売業を営む店舗（前項に掲げるもの等を除く）	08440
	飲食店（次項に掲げるもの等を除く）	08450
	食堂又は喫茶店	08452
	理髪店、美容院、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、貸本屋その他これらに類するサービス業を営む店舗、洋服店、畳屋、建具屋、自転車店、家庭電気器具店その他これらに類するサービス業を営む店舗、自家販売のために食品製造業を営むパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類するもの（一部除く）で作業場の面積が50m <sup>2</sup> 以内のもの（原動機の出力0.75キロワット以下に限る）又は学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類する施設	08456
	銀行の支店、損保代理店、宅地建物取引業を営む店舗その他これらに類するサービス業を営む店舗	08458
	物品販売業を営む店舗以外の店舗（前2項に掲げるものを除く）	08460
	事務所	08470
	料理店／キャバレー、カフェ、ナイトクラブ又はバー	08570／08580
対象外	一戸建ての住宅	08010
	長屋／共同住宅	08020／08030
	寄宿舎／下宿	08040／08050
	建築物全体が、用途②の()内の用途の場合（畜舎、堆肥舎、自動車車庫、自転車駐輪場等）	

## 別表第7 検査手数料 遠隔地加算

(注) 申請者の要望により他支店の業務区域内の検査を行うときは、4,000円又は検査を行う支店若しくは事務所から現場までの往復の実費の2倍のいずれか高い方の額を加算する。ただし、表に記載のある場合は、表による。

札幌事務所	遠隔地加算	I 地域	II 地域	III 地域	IV 地域
	検査 1 回当たり	+4000円	+8000円	+12000円	+16000円
	北海道	登別市			

東北支店	遠隔地加算	I 地域	II 地域	III 地域	IV 地域
	検査 1 回当たり	+2,000円	+4,000円	+8,000円	+16000円
	岩手県	盛岡市 一関市 滝沢市 矢巾町	宮古市 大船渡市 花巻市 北上市 遠野市 陸前高田市 釜石市 二戸市 八幡平市 奥州市 雫石町 葛巻町 岩手町 紫波町 西和賀町 金ヶ崎町 平泉町 住田町 大槌町 山田町 岩泉町 田野畠村 普代村 軽米町 九戸村 一戸町		
宮城県	塩竈市浦戸諸島 (4島それぞれに付) 登米市 栗原市 七ヶ宿町 丸森町 女川町 南三陸町		気仙沼市(含大島) 女川町・江島、出島		
山形県	鶴岡市 酒田市(飛島を除く) 小国町 三川町 庄内町 遊佐町				酒田市飛島

	遠隔地加算	I 地域	II 地域	III 地域	IV 地域	
	検査 1 回当たり	+2,000円	+4,000円	+8,000円	+16000円	
東北支店	福島県	会津若松市 いわき市 喜多方市 相馬市 南相馬市 伊達市 桑折町 国見町 下郷町 南会津町 北塩原村 西会津町 磐梯町 会津坂下町 湯川村 柳津町 三島町 昭和村 会津美里町 棚倉町 矢祭町 塙町 鮫川村 広野町 楢葉町 富岡町 川内村 大熊町 双葉町 浪江町 新地町 飯館村	桧枝岐村 只見町 金山町			
	茨城県 (他支店エリア検査)		北茨城市 高萩市 日立市			
	栃木県 (他支店エリア検査)	那須塩原市 那須町				

	遠隔地加算	I 地域	II 地域	III 地域	IV 地域
	検査 1 回当たり	+4000円	+8000円	+12000円	+16000円
北関東支店	茨城県	坂東市 境町 五霞町			

	遠隔地加算	I 地域	II 地域	III 地域	IV 地域
	検査 1 回当たり	+ 4000 円	+ 8000 円	+ 12000 円	+ 16000 円
群馬支店	群馬県	神流町 中之条町 片品村 上野村 南牧村 川場村 みなかみ町 下仁田町 東吾妻町 沼田市 高山村 昭和村	草津町 嬬恋村 長野原町		

	遠隔地加算	I 地域	II 地域	III 地域	IV 地域
	検査 1 回当たり	+ 4000 円	+ 8000 円	+ 12000 円	+ 16000 円
東関東支店 (常総事務所)	茨城県	日立市 高萩市 北茨城市 常陸太田市 常陸大宮市 大子町			

	遠隔地加算	I 地域	II 地域	III 地域	IV 地域
	検査 1 回当たり	+ 4000 円	+ 8000 円	+ 12000 円	+ 16000 円
埼玉支店	埼玉県	長瀬町 東秩父村 皆野町 秩父市 小鹿野町 横瀬町			

	遠隔地加算	I 地域	II 地域	III 地域	IV 地域
	検査 1 回当たり	+ 4000 円	+ 8000 円	+ 12000 円	+ 16000 円
東京支店 (多摩事務所)	山梨県			北杜市 韮崎市 南アルプス市 富士川町	早川町 身延町 南部町

	遠隔地加算	I 地域	II 地域	III 地域	IV 地域
神奈川支店	検査 1 回当たり	+ 4000円	+ 8000円	+ 12000円	+ 16000円
	神奈川県  (他支店エリア検査)		相模原市緑区藤野地区 相模原市緑区相模湖地区		
			熱海市 伊豆の国市 伊東市 伊豆市 下田市 東伊豆町 河津町 南伊豆町 御殿場市 裾野市 小山町 函南町		

	遠隔地加算	I 地域	II 地域	III 地域	IV 地域
静岡支店	検査 1 回当たり	+ 4000円	+ 8000円	+ 12000円	+ 16000円
	山梨県  (他支店エリア検査)				早川町 身延町 南部町